

伊丹市転入促進事業 Q & A

【事業について】

Q1 転入促進事業とは何ですか？

A1 伊丹市に転入して親元に同居もしくは近居する子世帯に対し、転入にかかる費用を補助することにより、高齢者の孤立を防ぎ、子育てや介護等の自助、共助を推進し、親・子・孫（以下「三世代」という。）や親・子（以下「二世代」という。）にわたる絆の再生・強化を図るとともに、本市への人口流入と定住化の促進を目的とした事業です。

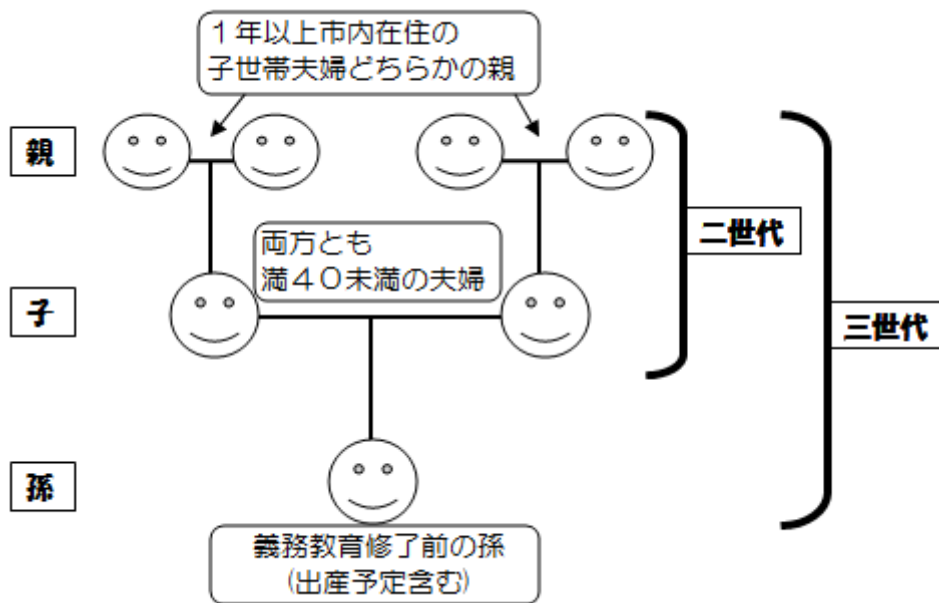
【申請について】

Q2 三世代(親・子・孫)と二世代(親・子)の区別がわかりません

A2

二世代：市内在住の親元（親）と、親元と同居・近居する満40歳未満の夫婦（子）

三世代：市内在住の親元（親）と、親元と同居・近居する満40歳未満の夫婦（子）と義務教育修了前（出産予定も含む）の子ども（親にとっての孫）



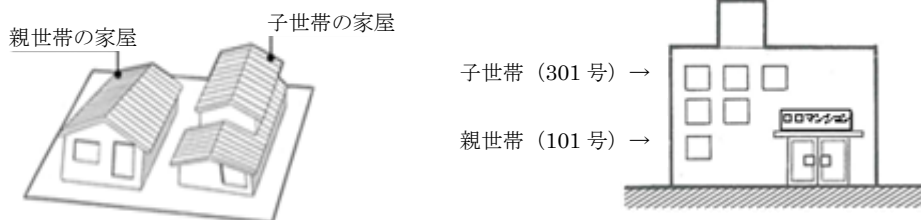
Q3 同居・近居とは

A3

同居：同一家屋に居住していることをいいます。2世帯住宅で、台所などの設備を共用したり、廊下や階段でつながっているなど行き来できる構造の場合は同居となります。

近居：伊丹市内に子世代が居住することをいいます。

近居のケース



同一敷地内の住宅でも、上図のように外に出なければ互いの家に行けない場合は近居です。

Q4 三世代・二世代の同居等の構成員であれば、誰が申請してもよいのですか？

A4 子世帯の世帯主が申請してください。

Q5 夫が申請日から6か月以上前に先に一人で伊丹市に転入していて、妻子がその後転入した場合は、補助対象となりますか？
A5 <u>対象になりません。</u> 子世帯全員が転入日から6か月以内であることが条件です。 《例》 夫（4月1日転入）、妻子（同年8月1日転入）・・・9月30日までに申請 ※子世帯の中で最初に転入した方の転入日から、6か月以内に申請してください。
Q6 扶養に入っている、または無収入等で納税証明書が出ない人はどうすればいいですか？
A6 課税されていないことを、非課税証明書等で証明してください。 ※納税証明書等の提出は大人の方全員必要です。ただし、親世帯は「親」のみで良いため、他の同居者（子世帯の兄弟等）の分は不要です。

【住宅要件について】

Q7 友達に手伝ってもらいレンタカーを借りて引越しをしました。レンタカーの支払いは補助対象となりますか？
A7 <u>対象になりません。</u> 引越事業者に支払う運送費用、またこれに付随した荷造り等のサービス費用が対象となります。
Q8 今、親が住んでいる市内の住宅を除却し、別の土地に新築しますが建物除却費用は加算されますか？
A8 <u>対象になりません。</u> 住宅取得補助を受けるために <u>当該土地</u> の建物を除却した場合に加算されます。
Q9 自分で材料を買ってきて工事をした場合は対象になりますか？
A9 <u>対象になりません。</u> 業者と請負契約を締結して実施する工事が対象です。
Q10 同居のためのリフォーム工事の補助対象を教えてください。
A10 住宅のリフォームに係る経費の場合は、次に掲げる工事に要する費用の合計額(消費税および地方消費税相当額を含む。)が <u>10万円以上</u> のものとします。 (1) 自ら居住するための部分の増築、改築等 (2) 屋根・雨樋・柱・外壁の修繕・塗装等の外装工事 (3) 床、内壁、天井等の内装替え、畳の取替え等の内装工事 (4) 雨戸、戸、サッシ、ふすま等の取替え等の建具工事 (5) 電気、ガス等の設備工事(家具、家庭用電気機械器具等の購入、設置等は除く) (6) トイレ・風呂・キッチン等の水周り改修等の建具工事
Q11 賃貸住宅に入居しますが、補助対象は賃貸住宅の入居にかかる経費だけの申請になりますか？引越費用も合わせて申請できますか？
A11 申請できます。 <u>賃貸住宅にかかる費用(礼金・権利金・仲介手数料等)と引越費用(引越事業者により引越しの場合)</u> を合算した金額で補助申請ができます。

ご不明な点があれば、伊丹市 住宅政策課（☎072-784-8069）までお問い合わせください。